

被災店舗移転支援事業費補助金

募集要領

1. 事業の目的

令和7年8月10日からの大雨により店舗の浸水、建物損壊など深刻な被害を受け事業継続が困難となった中小企業者（小売業、飲食業又はサービス業）の早期の事業再開を支援することを目的に、店舗を移転（一時移転含む）する際の改装費、運搬費等の一部を補助します。

2. 募集期間

令和7年（2025年）10月1日（水）～令和8年（2026年）1月30日（金）〔17時必着〕

※土・日・祝祭日を除きます。

3. 補助対象者

補助対象となる空き店舗に移転（一時移転含む）する中小企業者等で、次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 令和7年8月10日からの大雨による被害について熊本市の発行するり災証明書（事業所等用）の発行を受けた事業者
- (2) 熊本市内の店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む事業者で、熊本市内の店舗に移転するもの

※事務所機能のみのテナントは除く。

※移転先の空き店舗は、商業施設内のテナント型店舗も含む。



注意!

ただし、次に該当する場合は、補助対象となりません。

- ☐ 市税の滞納がある場合
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から同条第10項の対象となる営業を行う場合
- ☐ 政治活動又は宗教活動を行う場合
- ☐ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する場合

▼ 小売、飲食、サービス業とは、下表に該当する業種のとおり。

※開業に際して、法律に基づく資格等が必要な場合には、必ず当該資格を取得してください。

区分	日本標準産業分類上の分類
小売業 飲食業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類 56（各種商品小売業）、中分類 57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 58（飲食料品小売業）、中分類 59（機械器具小売業） 中分類 60（その他の小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 76（飲食店）、中分類 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類 38（放送業）、中分類 39（情報サービス業）、 小分類 411（映像情報制作・配給業）、小分類 412（音声情報制作業）、 小分類 415（広告制作業）、 小分類 416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 693（駐車場業）、中分類 70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類 791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業＜他に分類されないもの＞）

4. 補助対象経費

令和7年8月12日以降に契約、発注及び支払いを行い、令和8年（2026年）3月31日（火）までに、改装工事及び支払いが完了し、かつ、実績報告を提出できる次の経費が補助対象となります。

- (1) 店舗の改装に要する内装、外装、設備 等の工事費
⇒「設備」とは、店舗の外壁、内壁、床又は天井に固定されるもので、設置に伴い工事を必要とするもの（店舗の看板、照明、シンク、トイレ、カウンター、空調設備等）です。
- (2) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費
- (3) 上記(1)に伴う設計費
- (4) 店舗の移転に係る運搬費
- (5) 家賃（上限2か月分）
- (6) 礼金
- (7) 仲介手数料
- (8) その他市長が特に必要と認めるもの



上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- (1) 備品、消耗品の購入・設置に係る費用
- (2) 令和7年（2025年）8月11日以前に契約・発注及び支払いしている改装費等
- (3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費
- (4) 以下のいずれかに該当する者に係る家賃、礼金及び仲介手数料
 - ア 空き店舗の所有者本人
 - イ 空き店舗の所有者が個人の場合には2親等以内の親族である者
 - ウ 空き店舗の所有者が法人である場合には役員または従業員の身分を有する者
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) 国、県その他の団体の補助又は熊本市の他の補助制度において補助を受けている場合の同一補助対象経費

5. 補助率・補助限度額

補助率：2分の1以内、補助限度額：50万円

※補助金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

※補助率、補助限度額を超える部分は、申請者の負担となります。

6. 交付の条件



交付の条件に違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。

- (1) 遅くとも交付確定の日から30日以内に当該店舗にて事業活動を再開すること。
⇒「交付確定の日」とは、「8. 補助金交付のながれ」にある「交付額の確定・通知」の日を指します。
- (2) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (6) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (7) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (8) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収証等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (9) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (10) この要綱による補助金の交付を受けた事業者（以下、「補助事業者」という。）は補助金の交付を受けた事業により取得し、又は効用の増加した財産等（以下、「取得財産等」という。）を、「減価償

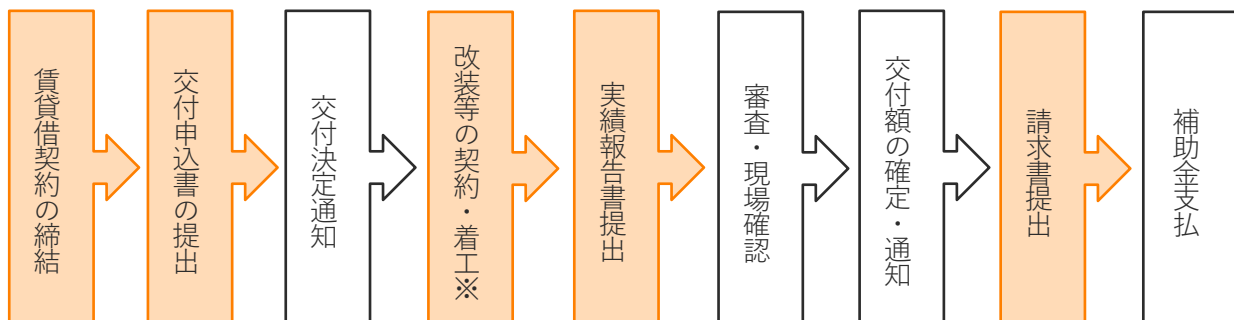
却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、売却又は譲渡し、他の物件と交換し、他の者に貸し付け、又は債務の担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならないこと。

- (11) 市長の承認を受けて取得財産等を処分(売却又は譲渡)することによる収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (12) 取得財産等は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこととし、当該管理運営について市長が調査をするときは、これに協力すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。

7. 補助金等の返還

- (1) 補助の条件に違反した場合、承認の条件に違反した場合、補助事業者としての要件を満たさなくなった場合、建築基準法、消防法その他関係法令に違反したとき、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合については、交付決定を取り消す場合がある。
この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領日から納付日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (2) 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し交付すべき他の補助金等があるときは、他の補助金等の交付を一時停止することがある。

8. 補助金交付までのながれ



※交付申込前かつ令和 7 年 8 月 12 日以降に契約、着手した移転・改装も対象です。

9. 応募書類等

申込書の各様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

【提出書類】

- (1) 交付申込書 (様式第 1 号)
- (2) 事業計画書 (様式第 2 号)
- (3) 企業概要書 (様式第 3 号)
- (4) 経営計画書 (様式第 4 号)

- (5) 財務計画書（様式第5号）
- (6) 誓約書及び同意書（様式第6号）
- (7) 市税滞納有無調査承諾書
- (8) 賃貸借契約書（写）
（ただし、補助対象者が空き店舗の所有者本人等であって賃貸借契約を締結しない場合を除く。）
- (9) 空き店舗の改装に要する費用及び補助金申込経費の内訳及び工期(納期)を明記した見積書（写）
- (10) 空き店舗の現状（着工前の内装・外装）の写真
- (11) 店舗の移転に係る運搬費の見積書（写）
- (12) 直近の確定申告書（個人事業主）又は決算書（法人）の写し
（ただし、創業間もない者であって直近の事業収入が存在しない場合等を除く。）
- (13) 熊本市発行の事業所等用り災証明書（写）

※提出書類は、提出前にコピーし、控えとして保管してください。

※補助事業が完了したときは、指定の期日までに実績報告を行う必要があります。

詳細は、申請者へ別途ご案内いたします。

【提出方法】

熊本市ホームページの「被災店舗移転支援事業」ページから各種様式をダウンロードの上、作成し、必要書類とともに、熊本市役所商業金融課へ持参または郵送にて提出いただくか、上記ページのリンク先よりオンライン上での申請にて提出してください。

※郵送の場合は、到着確認のため募集期間内に必ず電話してください。

※募集期間を過ぎてから到着した書類はお受け付けできませんので、ご注意ください。

10. 提出先・お問合せ先

熊本市経済観光局 商業金融課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL：096-328-2424

FAX：096-324-7004

応募書類は
熊本市ホームページから
ダウンロードください。

